第百九条中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を加える。

第百十四条中「第百八条第一項及び第三項（」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び」を加え、「、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等」を「及び候補者届出政党」に改め、同条の表第百八条第一項の項中

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

を

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

に改める。

第百十七条中「第百八条第一項及び第三項（」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び」を加え、「、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等」を「及び候補者届出政党」に改め、同条の表第百八条第一項の項中

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

を

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

に改める。

第百八十七条中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を加える。

第二百十三条の五第一項中「第百八条第一項及び第三項（」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び」を加え、「、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等」を「及び候補者届出政党」に改め、同条の表第百八条第一項の項中

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

を

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

に改める。

第二百十三条の七中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を加える。

第二百十四条の四中「第百八条第一項及び第三項（」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び」を加え、「、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等」を「及び候補者届出政党」に改め、同条の表第百八条第一項の項中

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

を

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

に改める。

第二百十五条の四中「第百八条第一項及び第三項（」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び」を加え、「、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等」を「及び候補者届出政党」に改め、同条の表第百八条第一項の項中

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

を

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者

に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を加え、「第八項まで」を「第十項まで」に改める。

第二十条中「においては」を「には」に改め、同条の表第百七十五条第一項の項中「参議院名簿登載者の氏名」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）」を加える。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六十八条の二」の下に「、第六十八条の三」を加え、「第八項まで」を「第十項まで」に改める。

第六条中「においては」を「には」に改め、同条の表第百七十五条第一項の項中「参議院名簿登載者の氏名」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）」を加え、「特別区設置協定書」を「大都市地域における特別区の設置に関する法律第四条に規定する特別区設置協定書（次項において「特別区設置協定書」という。）」に改める。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

設置者が広域連合の議会である場合において、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名	設置者が広域連合の議会である場合において、設置者が解散請求代表者である場合においては当該解散請求代表者の氏名

を

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者
当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合には当該解散請求代表者の氏名	当該広域連合の議会の名称、設置者が解散請求代表者である場合には当該解散請求代表者の氏名

に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。